イ　製剤（その１） (ｱ)　成分規格 本品は、アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体に、必要に応じて硫酸ナトリウム、ショ糖を加え、さらに、賦形物質を混和した小片、粉末又は粒子である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　たん白消化力試験法第１法により試験を行う。 (ｲ)　保存の方法の基準 アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ｳ)　表示の基準 アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体の表示の基準を準用する。 ウ　製剤（その２　液状） (ｱ)　成分規格 本品は、アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体に、必要に応じて安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウムを加え、さらに、ソルビトール、グリセリンを混和した水溶性液状物である。 酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示たん白消化力単位の85～170％を含む。 酵素力試験　たん白消化力試験法第１法により試験を行う。 (ｲ)　保存の方法の基準 アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。 (ｳ)　表示の基準 アルカリ性プロテアーゼ（その３）製造用原体の表示の基準を準用する。 (132)～(159)　（略）	(131)～(158)　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十二号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第二百九十八号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則及び移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（特定路外駐車場の設置等の届出） **第七条**　法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもつて足りる。 一　（略）	（特定路外駐車場の設置等の届出） **第七条**　法第十二条第一項本文の規定による届出は、第一号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもつて足りる。 一　（略）